

林野火災予防対策について

壱岐市消防本部

令和7年12月

経緯

- ▶ 令和7年2月26日岩手県大船渡市林野火災が発生し、延焼面積約3,370ha、焼損棟数**住家90棟、住家以外136棟**が焼損した。延焼の要因は、2月の降水量が観測史上最少で、林野内の可燃物が乾燥していたこと、火災初期の強風により樹冠火を伴う激しい燃焼と飛び火が発生、複雑な地形と局地的な風の影響を受け多方面へ拡大した。
- ▶ この大規模林野火災を受け、国において林野火災の防止に関する検討が行われ、その結果を基に火災予防条例(例)の改正が通知された、壱岐市火災予防条例についても令和7年壱岐市議会12月会議において、国の通知どおり改正が議決されました。

目的

- ▶大切な家屋森林などを火災から守る

火災予防条例の主な改正点

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

- ▶ 第29条 火災に関する警報(消防法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。※1)が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。
 - ▶ (1) 山林、原野等において火入れ※2をしないこと。
 - ▶ (2) 煙火※3を消費しないこと。
 - ▶ (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
 - ▶ (4) 屋外においては、引火性※4又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
 - ▶ (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
 - ▶ (6) 残火(たばこの吸殻を含む)、取灰又は火粉を始末すること。

発令に際し具体的な条件が明確にされた。

解説

※1 (気象状況の通報及び警報の発令)

消防法第22条 気象庁長官、管区気象台長、沖縄気象台長、地方気象台長又は測候所長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちにその地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

3 市町村長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

※2 火入れとは、森林から周囲1kmの範囲内にある原野、田畠、荒廃地などで、雑草、堆積物などを焼却すること。

※3 煙火とは、花火のこと。

※4 引火性とは、火や熱などの火源により燃えやすい性質のこと。

火災予防条例の主な改正点

- ▶ 第3章の3 林野火災の予防
 - (林野火災に関する注意報)
- ▶ 第29条の8 市長は気象の状況が山林、原野等における火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。
- ▶ 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。
- ▶ 3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

火災予防条例の主な改正点

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

- ▶ 第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条の各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。
- ▶ (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)
第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。
(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)

火災予防条例の主な改正点

- ▶ 第45条
- ▶ 2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

開始時期

- ▶ 令和8年1月1日から

発令対象暫定期間

- ▶ 1月から5月

内容

- ▶ 林野火災注意報の条件(雨量は気象庁統計データを摘要)
- ▶ 前3日間の合計雨量が1mm以下、且つ前30日間の合計雨量が30mm以下
または
前3日間の合計雨量が1mm以下、且つ乾燥注意報発表
- ▶ 屋外での火の使用制限に従うよう努めなければなりません



▶ 林野火災警報の条件

- ▶ 林野火災注意報の条件に加え**強風注意報**が発表された時



- ▶ **屋外での火の使用制限に従わなければなりません**

制限区域

▶ 壱岐市全域

※ 森林法第5条の規定による森林の周囲1キロメートルの範囲とするが、市内のほぼ全域が該当地域に入る。一部を指定すると、現地での判断に困惑を生じるため壹岐市全域とする。

発令

▶ 条件に該当時

該当する日の**午前7時00分頃**発令

▶ 林野火災注意報

市ホームページ、市ケーブルテレビトップ及び消防情報
並びに最寄り消防署に立て看板を設置

▶ 林野火災警報

市ホームページ、市ケーブルテレビトップ及び消防情報
並びに最寄り消防署に立て看板を設置 FM告知放送・消防車で広報

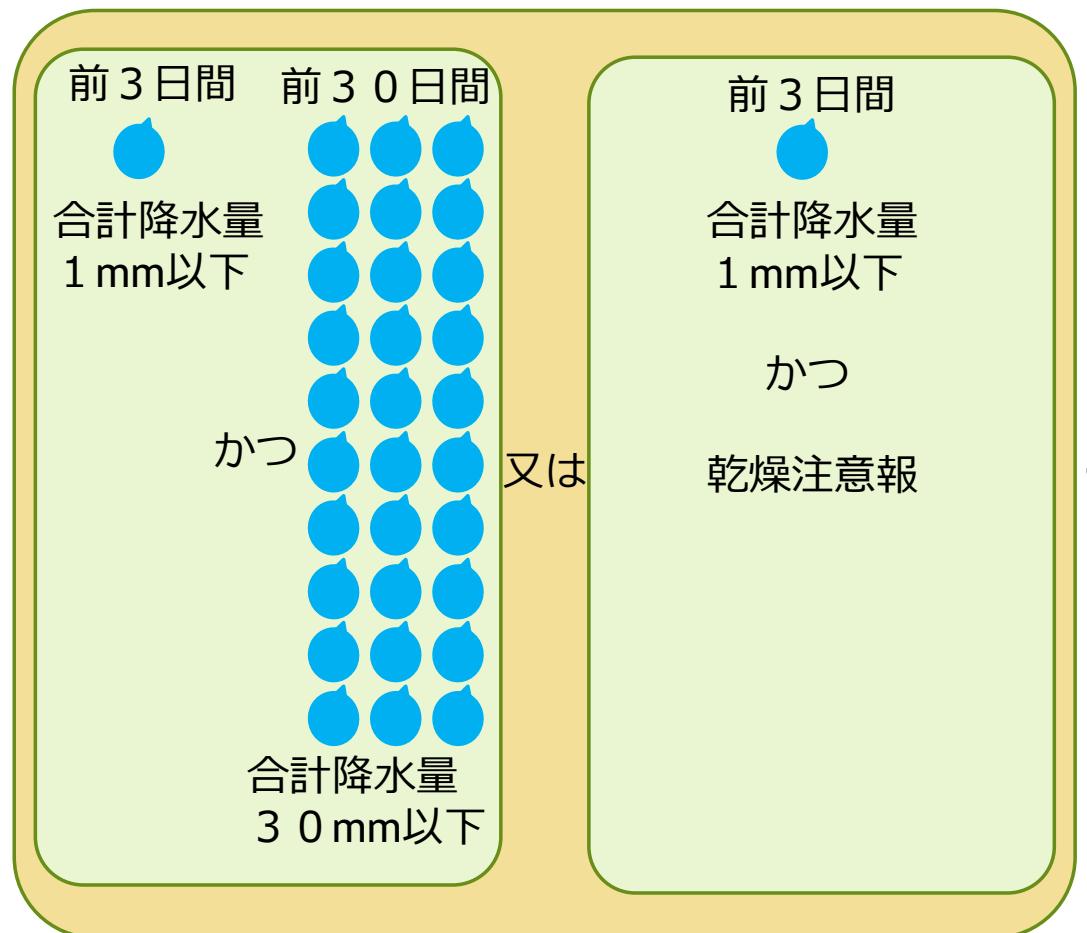
解除

▶ 発令条件に該当しなくなった時

- (例) • 当日 1 mmを超える雨量(気象庁統計データにより)が確認された場合
• 乾燥注意報が解除された時
• 強風注意報が解除された時

林野火災注意報

林野火災警報



強風注意報

注意報等発令時 屋外での火の取り扱いについて

林野火災注意報



屋外での火の使用制限に従う
よう努めなければならぬ

- ・山林、原野等において火入れをしない
- ・屋外においてたき火をしないこと。

林野火災警報



屋外での火の使用制限に
従わなければならぬ

火煙上昇届について

(壱岐市火災予防条例第45条第1項第1号)

- ▶ 火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為を行う者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。
 - ・焼却行為を許可するものではありません
 - ・火を取り扱う時は慎重に行う必要があります
- ▶ 火煙上昇届で届け出るもの
 - ・日時 場所 燃やす物 届出者(責任者)の名前 電話番号
- ▶ 届出先
 - 壱岐消防署 0920-45-3037
 - 郷ノ浦支署 0920-47-1171
 - 勝本出張所 0920-42-1119